

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類

年金

基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名
--------	-------	--------

		令和 年 月からの 年金額 (年額)	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)
国民年金 (基礎年金)	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
厚生年金 保険	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
合計年金額 (年額)		円	円

令和 6 年 6 月 1 日

印影

厚生労働大臣

(この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。)

年金振込通知書

(振込予定日) 令和 6 年 6 月 14 日

以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。

振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名

各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額 ※4	円	円	円	円
個人住民税額 ※3	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます(ゆうちょ銀行を除く)。

※2 令和 7 年 4 月までの記載がない方は、支払額の変更が予定されている方です。

※3 8 月以降の介護保険料額等の決定額は、6 月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。裏面もご覧ください。

※4 令和 6 年 6 月からの所得税額は、定額減税後の税額を記載しています。詳細はご案内状の裏面をご覧ください。

音声コード

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

※上のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

年金額改定通知書について（令和6年4月からの年金額）

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の増額改定となります。
※将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。
※法律で定める年金額計算における端数処理または法律改正前の年金額を保障する経過措置に該当するとき等により、昨年度から2.7%の増額とならない場合があります。
- 厚生年金基金から代行部分の年金を受給している方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。
基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。
- 国民年金（基礎年金）の「年金額」欄の金額に「*」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度に国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したことに伴い、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の9割を保障しています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】

※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。
この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金額の改定に関するご案内については、日本年金機構ホームページでもご確認いただけます。

年金額等の改定 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nekinkakut_ou_kai_tei.html

二次元
コード

年金振込通知書について

- **振込予定日** 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

■ 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 表面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

■ 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。なお、令和6年10月からは個人住民税にあわせて森林環境税を特別徴収することになります。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

⚠ **年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。**